

監査報告書

独立行政法人

国立精神・神経医療研究センター

理事長 樋口 輝彦 殿

私たち監事は、独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第3期事業年度の業務及び会計について監査を行いました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監事の監査の方法及びその内容

各監事は、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター監事監査規程に従い、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事長及び理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行を適正に行うための体制について「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）並びに決算報告書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事長及び理事の職務の執行状況に関しては、不正の行為または法令等に違反する重大な事実はありません。


(2) 財務諸表及び決算報告書の監査結果

- 一 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 二 財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- 三 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- 四 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

平成25年6月25日

独立行政法人

国立精神・神経医療研究センター

監事 長崎 武彦 
監事 林 智彦 